

全ト協発第314号(環)

平成30年9月14日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本 克 吉



### 平成30年台風第21号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年台風第21号の通過により、大阪湾沿岸部等において、高潮等によって車両が水没する等の被害が発生したことに伴い、今般、国土交通省自動車局長より、被災した貨物自動車運送事業者においては、被災地内における輸送力の確保に支障をきたすおそれが生じているため、別紙のとおり、一時的・緊急的な措置として、各地方運輸局等に、①自社営業所間の車両移動に伴う事業計画変更の手続等について事後手続(事後届出等)によることを可能とするとともに、②使用不能となった車両に代替する車両について、事前に事業計画変更届出を行うことによりレンタカーによる増車を可能とする、旨の通知がありました。

つきましては、貴協会傘下会員事業者への周知徹底方、ご対応いただきますようお願い致します。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自安第101号の2  
国自貨第70号の2  
平成30年9月14日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



平成30年台風第21号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

平成30年台風第21号の通過により、大阪湾沿岸部等において、高潮等によって車両が水没する等の被害が発生したところであり、これに伴い、被災した貨物自動車運送事業者においては、被災地内における輸送力の確保に支障をきたすおそれが生じている。

このため、一時的・緊急的な措置として、各地方運輸局等に別紙のとおり周知したので了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知願いたい。

国自安第101号  
国自貨第70号  
平成30年9月14日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長  
(公印省略)

平成30年台風第21号による被害を踏まえたトラックの輸送力確保について

平成30年台風第21号の通過により、大阪湾沿岸部等において、高潮等によって車両が水没する等の被害が発生したところであり、これに伴い、被災した貨物自動車運送事業者においては、被災地内における輸送力の確保に支障をきたすおそれが生じている。

このため、当該被災地において水没等により車両が使用不能となった場合においては、一時的かつ緊急的な措置として、①自社営業所間の車両移動に伴う事業計画変更の手続等について事後手続（事後届出等）によることを可能とするとともに、②使用不能となった車両に代替する車両について、事前に事業計画変更届出を行うことによりレンタカーによる増車を可能とすることとするので、了知されたい。

なお、公益社団法人全日本トラック協会に対してもこの旨周知していることを申し添える。